

# 「ふれあいネットワークプラン21」基本構想

～21世紀をめざす社会福祉協議会発展・強化計画～

平成5年7月

全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会

## 1 策定の目的・性格

市区町村で地域福祉を展開するには、ホームヘルプやデイサービス事業などの公的在宅サービスの進展とあわせて、小地域の住民福祉活動やボランティア活動、住民参加型在宅福祉サービスなどを積極的に組織・開発することが必要です。民間の活動・事業を大きく発展させていくには、推進役としての社会福祉協議会の強化が不可欠です。

平成4年4月全国社会福祉協議会では、全国の関係者の総意を結集して「新・社会福祉協議会基本要項」を策定しましたが、今回、「新・社会福祉協議会基本要項」を具体化し、地域福祉確立のために社会福祉協議会の発展・強化計画を策定することにしました。発展・強化計画は 社会福祉協議会をめざす目標、 社会福祉協議会らしい活動の展開、 社

会福祉協議会の目標に即した具体的な活動・事業、 社会福祉協議会発展・強化のための基盤整備の4つの柱で構成し、「ふれあいネットワークプラン21」と名づけました

「ふれあいネットワークプラン21」の目標を達成した21世紀において、市区町村社会福祉協議会は地域の特性にあわせた諸活動・事業に加えて、どの社会福祉協議会でも共通に取り組んでいる活動・事業があり、社会福祉協議会の拠点・基盤も整備され国民の間に共通的な社会福祉協議会のイメージもつくられることとなります。「ふれあいネットワークプラン21」は社会福祉協議会のトータルイメージづくりの側面をももつ計画です。

## 2 基本構想の構成と最重点項目・重点項目について

(1) 「ふれあいネットワークプラン21」基本構想の構成

社会福祉協議会をめざす目標

市区町村社会福祉協議会が、21世紀までに達成すべき全国的な課題を示したものです。

社会福祉協議会らしい活動の展開

市区町村社会福祉協議会が、今後求められる活動や事業の展開方法について示したものです。

社会福祉協議会の目標に即した具体的な活動・事業

市区町村社会福祉協議会が、取り組むべき最重点項目・重点項目の現状と留意すべき点を示したものです。

社会福祉協議会発展・強化のための基盤整備  
市区町村社会福祉協議会が、地域福祉推進の中核的組織としての機能を発揮するために必要な基

盤整備項目を示したものです。

## (2)「ふれあいネットワークプラン21」基本構想の最重点項目・重点項目

「ふれあいネットワークプラン21」基本構想の活動・事業のうち、◎印は最重点項目として全国の市区町村社会福祉協議会が共通して取り組む課題とします。その他の重点項目は、各市区町村社会福祉協

議会の実情に応じて選択して取り組むものとします。

最重点項目は各市区町村社会福祉協議会を拘束するものではなく、すべての社会福祉協議会が取り組むことによって、全国的な社会福祉協議会の共通の役割を明らかにする意味あいをもつものです。

基盤整備目標は、ほぼすべてを最重点項目とします。

### 3 推進機関

平成5年度から平成11年度までの7年間。ただし、

平成8年度を見直し時期とします。

### 4 基本構想と都道府県・指定都市段階、市区町村段階の計画との関係

「ふれあいネットワークプラン21」基本構想は、全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会が全国的に展開する必要がある最重点項目・重点項目を基本構想として提案することにより、都道府県・指定都市社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会の取り組みを後おししようとするものです。

都道府県・指定都市社会福祉協議会では、「ふれあいネットワークプラン21」基本構想を踏まえ、必要な項目も加え、都道府県・指定都市段階の計画を策定します。

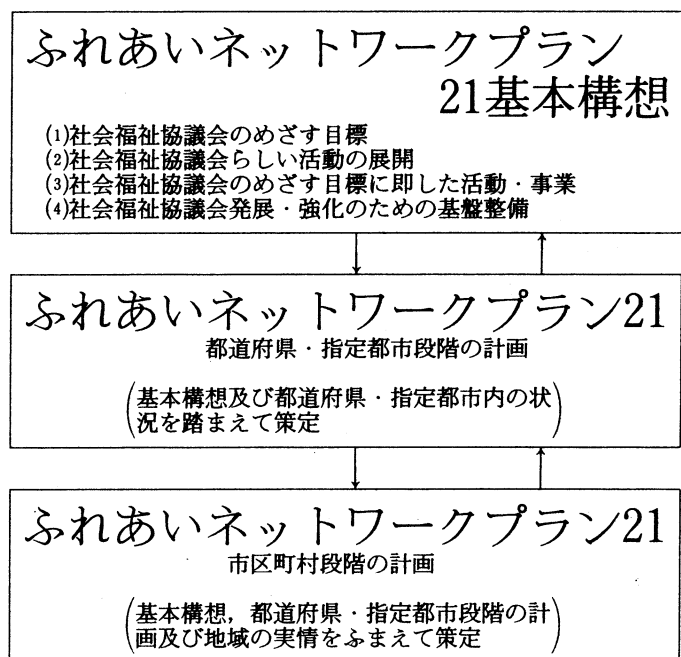
市区町村社会福祉協議会では、「ふれあいネットワークプラン21」基本構想及び都道府県・指定都市段階の計画を踏まえ、地域の実情に即した市区町村段階の計画を策定します。

全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会は都道府県・指定都市段階の計画、市区町村段階の計画にもとづく実践を集約しながら、活動・事業、基盤整備推進の課題を解決し、さらにはノウハウを集積し、全国的に経験を交流しながら、計画推進を図ります。

全国社会福祉協議会・  
地域福祉推進委員会

都道府県・指定都  
市社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会



## 5 基本構想と社会福祉協議会発展・強化計画、地域福祉活動計画との関係

### (1)「ふれあいネットワークプラン21」基本構想と社会福祉協議会発展・強化計画との関係

- ① すでに発展・強化計画を策定した市区町村社会福祉協議会は、見直しの機会に積極的に「ふれあいネットワークプラン21」基本構想の最重点項目・重点項目をとりいれて下さい。
- ② 現在、発展・強化計画を策定中、またはこれから策定する市区町村社会福祉協議会は、積極的に「ふれあいネットワークプラン21」基本構想の最重点項目・重点項目をとりいれて下さい。

### (2)「ふれあいネットワークプラン21」基本構想と地域福祉活動計画との関係

- ① すでに地域福祉活動計画を策定した市区町村社会福祉協議会は、見直しの機会に「ふれあい

ネットワークプラン21」基本構想に基づいて、必要な事項を補強して下さい。

- ② 現在、地域福祉活動計画を策定中、またはこれから策定する市区町村社会福祉協議会は、積極的に「ふれあいネットワークプラン21」基本構想の最重点項目・重点項目をとりいれて下さい。

### (3)「ふれあいネットワークプラン21」基本構想と老人保健福祉計画との関係

今後、社会福祉協議会が推進したり担おうとする事業は老人保健福祉計画に反映させ、必要なものは社会福祉協議会が実施主体として位置づけされるような取り組みを強化して下さい。

## 6 マニュアルの作成

全国社会福祉協議会では、「ふれあいネットワークプラン21」基本構想の最重点項目・重点項目につ

いて、マニュアルを順次、作成します。

## 7 基本構想の見直し

3年経過した時点で、「ふれあいネットワークプラン21」基本構想の最重点項目・重点項目の見直し

を行います。

### 1 社会福祉協議会のめざす目標

高齢者が安心して生活できる諸サービスの開発と障害者が生活しやすい環境づくりや安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

#### 資源整備

生活圏に密着したサービス・支援体制を開発・実施、提言します

- ◇障害者が地域で生活できる支援サービスの確立と環境の整備
- ◇安心して子どもを産み育てられる環境の整備
- ◇地域の実情に即した先駆的・開拓的福祉サービスの開発・実施、提言
- ◇医療・保健・福祉サービスの総合的推進

#### 参加

皆で支えあい、学びあい、誰もが福祉活動に参加する社会をめざします

◇高齢者が地域で安心して生活できる生活圏に密着したサービス・支援体制の確立

- ◇当事者や当事者家族の会の組織化・支援
- ◇ライフステージにみあった福祉教育・学習活動の推進と福祉プログラムの開発・推進
- ◇住民参加型在宅福祉サービスの推進
- ◇生協・農協などとの連携事業の実施
- ◇企業・労働組合の社会貢献活動の促進
- ◇ボランティアセンター等福祉活動支援体制の整備

### まちづくり

地域のあらゆる機関・団体と協働して計画的に

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」に取り組みます

- ◇地域福祉計画，地域福祉活動計画の策定と推進
- ◇医療・保健・福祉関係者等との連携と協働活動の促進
- ◇社会福祉施設との協働活動の促進
- ◇民生委員・児童委員活動との連携の強化
- ◇都市計画，住宅，交通，教育等あらゆる分野の施策に福祉的視点を取り入れる取り組み

## 2 社会福祉協議会らしい活動の展開

社会福祉協議会らしい活動を展開するために，活動のスタイルを刷新します

住民参加を徹底します

- ◇生活圏ごとに地域福祉の推進母体を住民参加によりつくります
- ◇社協の活動・事業の企画にあたっては，企画委員やモニターを住民から公募し，直接参加の仕組みをつくります
- ◇当事者や住民参加型福祉活動を組織化し，運営・支援を行います
- ◇住民参加による社協活動・事業の評価・チェック機構を確立します  
民間性を発揮した福祉サービスの企画開発，実施に努めます
- ◇住民の福祉ニーズに即応するために，生活圏において，サービス・支援体制をつくります
- ◇市町村で実施されている福祉制度，福祉サービスに対しても，住民とともに見直し，使いやすいものにします
- ◇公的サービスを積極的に行い，拠点や専門的職員の確保を図り，民間性を発揮した福祉サービスの企画開発，実施に努めます
- ◇新たなサービスを開発する場合には，モデル事業等の手法を導入します
- ◇社協の行う福祉サービスは，住民，施設，団体，専門家等の協力を得て，地域で最高水準

をめざします

- ◇必要に応じて，契約型サービスを企画開発，実施します
- ◇民間基金の積極的開発に努めます  
あらゆる団体，組織との協働活動をすすめます
- ◇福祉をはじめ，関連する市区町村行政との協働を進めます
- ◇生協，農協，企業等の会員加入を促進します
- ◇シルバーマークの交付を受けた民間事業者とも情報交換を行います
- ◇社会福祉施設，保健・福祉関係団体との職員相互派遣や長期ボランティアの受入れなどを行い，協働体制づくりを進めます
- ◇経営感覚をもった専門家や企業からの参画も得て，事業運営に当たります
- ◇専任事務局長や常勤役員体制も整備し，実働的な執行体制を図ります
- ◇職員の意識啓発，資質向上，勤務条件の整備を進めるとともに，広い経験ができる条件づくりを推進します  
地域福祉推進の専門技術活用をすすめます
- ◇住民のもつ福祉ニーズを日常的に把握できるシステムや，小地域の助け合い活動を組織します
- ◇住民のもつニーズについて正確に判定できる各種専門家によるシステムをつくります

◎「ふれあいネットワークプラン21」基本構想

- ◇当事者組織などと協働し、問題の共有化や解決を促進します
- ◇個々の住民のもつニーズの総合的評価とそれに基づく解決のための個別援助計画づくり、実施、評価、観察などのケースマネージメン

- トの機能を活用します
- ◇地域福祉活動計画を策定推進、実施します
- ◇サービスの提供や活動を展開した後、評価を行い、新たな方針を策定します

3. 社会福祉協議会の目標に則した具体的な活動・事業

活動・事業項目	現 状	最重点項目	備 考
<p>1. 生活圏に密着したサービス・支援体制を開発・実施、提言します</p> <p>・生活圏に密着したニーズキャッチ・小地域助けあいシステムの確立 ・総合相談・サービスの調整機構の確立</p> <p>・福祉施設との協働活動の促進</p> <p>・民生委員・児童委員との協働活動の実施</p>		<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>※社協活動の基礎である福祉ニーズが恒常的に把握できるシステムを構築する。 ※福祉ニーズに基づいて評価を加え、必要なサービスを調達・調整する仕組みをつくりだす。併せて、行政の高齢者サービス調整チームの実務者レベルに参画するとともに、必要な調整を行う。</p> <p>※福祉教育、ボランティア活動の促進や在宅サービス支援体制の強化のために協働活動を実施する。</p>
<p>高齢者福祉</p> <p>・ホームヘルプサービスの実施 ・デイサービス事業の実施 ・在宅介護支援センターの運営 ・訪問看護ステーションの運営 ・ふれあい型食事サービスの実施 ・生活援助型食事サービスの実施 ・入浴サービスの実施 ・移送サービスの実施 ・寝具乾燥消毒サービスの実施 ・ホームヘルパー2・3級研修会の実施 ・福祉施設との協働活動の促進</p>	<p>59.6%</p> <p>15.1%</p> <p>19か所</p> <p>62.4%</p> <p>44か所</p> <p>44.7%</p> <p>15.2%</p> <p>14.5%</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>※ホームヘルプサービス、デイサービス事業、在宅介護支援センターは3点を一体的に運営することを目標とし、しかも住民のニーズに基づいて、早朝・夜間などのホームヘルプサービスなどを開発する。</p> <p>※ホームヘルプサービスとも組み合わせ、介護に重点をおいた看護サービスを提供する。 ※ひとり暮らし老人等を支えるネットワークづくりを図る。 ※国庫補助事業として取り組む。</p> <p>※国庫補助事業として取り組み、デイサービス事業などと関係づけて実施する。</p> <p>※3級ヘルパー養成講座を修了した人を住民参加型在宅福祉サービスと結びつける。 ※在宅福祉サービス、相談・介護講座等両者の専門性に立脚した協働活動を促進する。</p>
<p>障害者福祉</p> <p>・ケア付移動サービスの実施 ・休息一時ケア事業の実施</p> <p>・ホームヘルパー・ガイドヘルパー派遣事業の実施 ・デイサービスセンター・作業所の運営 ・福祉施設との協働活動の促進 ・福祉機器展示・リサイクルセンター・ユーザーサービスの実施 ・おもちゃ図書館の運営・支援</p>	<p>10.7%</p> <p>6.5%</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>※チケット制等による福祉タクシーも含む。 ※休息一時ケアとは、介護の疲れから親や家族を開放するために、一時的にその障害者の介護を行う家族支援のひとつ。レスピットケア、レスパイトケアとも言ふ。</p> <p>※高齢者との共同利用を促進する。</p> <p>※施設との協働事業による地域介護システムを確立する。 ※簡単な自助具の展示にとどまらず、本格的な体制を整備する。また、高齢者も対象とする。</p>
<p>児童福祉</p> <p>・子育て相談事業の実施</p> <p>・施設との協働事業の実施 ・主任児童委員活動の推進 ・ひとり親家庭に対するホームヘルプサービスの開発 ・児童館・児童センターの運営</p>		<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>※児童福祉の財源は「都市児童特別対策モデル事業」との連携が可能となる。(事業費500万円～1,000万円) ※相談窓口を設け、「保育所地域子育てモデル事業」とも連携し、地域でのネットワークづくりを図る。</p> <p>※相談事業等において、保育所等との協働事業を実施する。</p> <p>※公的サービスの拡充や、住民参加型ホームヘルプサービスにより実施する。 ※児童健全育成、子育て家庭への支援活動の拠点として運営する。</p>



4. 社会福祉協議会発展・強化のための基盤整備

基 盤 整 備 目 標	現 状	最重点項目	備 考
1. 社協の法人化の達成 ・未法人社協の法人化を3年間で達成	93.0%	◎	
2. 社協の活動拠点の確保 ・地域福祉センター等独立した拠点の確保 ・ボランティア活動の拠点の確保  ・小地域福祉活動の拠点の確保	50.1%	◎ ◎ ◎	※いつでも、気軽に、どんな人でもボランティア活動に参加できるような意識・環境づくりを行うため、住民が気軽に集い、また、具体的な活動を行えるような拠点の確保に努める。 ※デイサービスセンターや福祉施設、公民館等を積極的に利用する。
3. 会員制度、組織構成の整備 ・構成員・会員制度の設置 ・福祉施設の会員加入 ・生協・農協・商工会・企業の会員参加 ・住民会員制度の充実	23.0% 30.2% 84.0%	◎ ◎ ◎ ◎	※構成員を地域福祉推進にふさわしい構成に整備し、会員制度を確立する。
4. 理事会・評議員会等の充実 ・理事会の年6回以上の開催 ・施設関係者の理事・評議員の参加 ・生協・農協・商工会・企業の評議員会の参加 ・会長の民間からの登用 ・部会の設置	16.4% 41.7% 59.3%	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	※社協の顔としてリーダーシップをもち、行政とも連絡調整が図れる人材を確保する。 ※高齢者部会、障害者部会、児童部会等を設置し、ニーズの提言等を行う。
5. 民間財源の確保 ・住民会費の充実  ・地域福祉基金の運営（配分）委員会への参画 ・共同基金の配分金の効果的活用とPRの推進 ・賛助会員制度の充実 ・社協運営基金の造成	54.8%	◎ ◎ ◎ ◎	※現状は、会費額が年額300円以上600円未満が50.5%、600円以上900円未満が8.7%、900円以上が22.8%であり、2,000円以上のところもかなり増えてきている。また、会員加入率は60%以上100%未満が72.5%である。会費額1,200円未満の社協は1,200円以上をめざし、将来にわたっては社協の信頼性を高め、数千円を目標とする。  ※PRを通じて、寄付者の参加意識を高める。 ※地域福祉基金の運営13.3%、ボランティア基金の運営8.4%、その他の基金の運営63.3%
6. 公的財源の確保 ・安定的な公費補助の確立		◎	※社協が地域福祉を推進する中核的組織という公共性に鑑み、社協の基盤をなす事務局職員の人件費及び事務費については、安定的な公費補助を確立する。
7. 事務局体制の改善 ・事務局長の専任化 ・ボランティアコーディネーターの設置 ・保健婦・看護婦資格保有者の確保 ・「新・社会福祉協議会基本要項」の職員数の「モデル」達成 ・地域福祉活動コーディネーターの設置	46.9%	◎ ◎ ◎ ◎	※デイサービスセンターの運営等によって可能となる。  ※ふれあいのまちづくり事業を実施して可能になる。
8. 職員処遇の改善 ・当該地方自治体と同等の給与水準の確保 ・週休2日制の実施	43.2%	◎ ◎	
9. 職員の資質向上 ・研修制度の確立 ・ケース会議の実施 ・全「福祉活動専門員」の地域福祉活動指導員養成課程の修了 ・福祉活動専門員のうち、最低1人の社会福祉士資格取得 ・ホームヘルパー、デイサービスセンター職員の介護福祉士資格の取得促進	452人 50人	◎ ◎ ◎	※ここでいう福祉活動専門員とは、国庫補助対象の福祉活動専門員のみではなく、同等の業務を分担する職員を総称して言う。